

有期職員が互助組合を退会するときはどうする？

任用期間に定めのある（本ページで「有期」という。）組合員が退職（組合員資格を喪失又は
共済組合員証番号が変更）した場合は、次表のとおり、**組合員区分により退会手続きの要否が
異なります。**



退会手続きに必要な組合員は、「㊤退会給付金請求書」等を提出してください。提出することで、
退会給付金が支給されます。

- ※ 「㊤退会給付金請求書」は、互助組合のホームページ（www.gojo.or.jp）からダウンロードして使用してく
ださい。
- ※ 給付金受取口座の通帳のコピーを貼付して、互助組合に提出してください。

組合員区分		㊤退会給付金請求書提出の要否		
		必要	不要	
市 町 費	フルタイム勤務職員 共済組合員番号の1桁目がP及びZの職員	○	—	
	短時間勤務職員 共済組合員証番号の1桁目がL及びQの職員	—	○	
	県 費	有期職員	—	○
		任期付職員、臨時的任用職員、再任用職員、会計年度任用職員	—	○
当組合員に未加入の職員		—	○	

【お願い】

給付対象外の方から㊤退会給付金請求書の提出が多くあり、返送作業に時間を要して
います。

お間違いの無いよう、今一度㊤退会給付金請求書を提出する必要がある組合員か
どうか御確認ください。

